

よみがえれ！有明海訴訟
福岡高裁で「勝訴」

国は上告を断念し、直ちに開門の決断を

日本共産党国会議員団が開門を求めて国に申し入れ



写真は勝利判決を喜ぶ原告・訴訟団
2010年12月6日、福岡高裁

「判決を重く受け止めよ」佐賀県議会が全会一致で決議採択。農水大臣に面会し要請

佐賀県議会は7日、中・長期開門調査の早期実現を求める決議を全会一致で採択。8日には県知事、県議会議長、武藤明美党県議を含む各会派代表、有明漁連会長がそろって上京し、首相官邸、鹿野農水大臣などへの要請をおこないました。

「国は直ちに開門決断を」党長崎県委員会は緊急に街頭宣伝、県議は議場で訴え

党長崎県委員会は6日、福岡高裁での「勝利判決」の報告を聞き、長崎市内の各所で緊急の街頭宣伝。
一方、長崎県議会では「排水門の開門が行われないよう、国において、すみやかに上訴すること」を求めた意見書が討議。堀江ひとみ党県議は、国と長崎県が、司法の開門命令に応じるよう、意見書反対討論を行いました。

各紙が社説で開門を支持

- 「開門を決断するときだ」(朝日 12月7日)
- 「駄目押しされてしまった」(西日本 12月7日)
- 「開門命令が問う政治の責任」(読売 12月7日)
- 「今度こそ諫早の開門調査を」(日経 12月7日)

内閣総理大臣 菅直人殿

2010年12月9日
日本共産党国会議員団

諫早湾潮受け堤防排水門の開門を求める申し入れ

諫早湾干拓事業について、福岡高裁は今日6日、佐賀地裁に続きふたたび国に対して潮受け堤防排水門の開門を命じました。閉め切りから13年、いっそう深刻になっている有明海漁業の被害と閉め切りの因果関係を正面から認めた重要な判決です。一日も早い開門によって真の有明海再生にふみだすべき政府の責務はもはやまったなしです。

福岡高裁は、「排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって防災機能は相当程度確保することができる」と私たちも求めてきた段階的開門の合理性を認めました。また「常時開放によって過大な費用を要することとなる事実は認められない」と国の言い分を明確に退けました。取水実績が国の計画のわずか8.7%にすぎないかんがい用水の代替水源の確保は可能であり、塩害の危険性は証明されていないことを示して「干拓地における営農にとって潮受け堤防の締切りが必要不可欠であるなどともいえない」とした判決は、「農漁共存」の道にこそ道理があることを明らかにしています。いたずらに争い続けるべきではありません。

有明漁民は遅くとも来春の開門実施を強く求めています。2002年の短期開門調査の経験は開門すれば有明海はよみがえることを示しています。2009年総選挙「INDEX 2009」でも開門を公約した民主党政権が、この判決とその重みを正面から受けとめて臨まれることを強く求め、次のおり申し入れます。

- 一 上告を断念し、直ちに開門の政治決断をおこなうこと。
- 二 来春とされる「アセスメント」の中間報告をまつのではなく、開門を前提として、必要な代替水源の確保など開門準備作業にすみやかに着手すること。
- 三 開門の具体的方法・時期の検討は、原告団・弁護団が参加する継続的協議の場をもうけておこなうこと。



申し入れる(右から)仁比聡平前参議院議員、市田忠義書記局長、穀田恵二国対委員長、吉井英勝衆議院議員=2010年12月9日、首相官邸

「よみがえれ！有明海訴訟」の控訴番で12月6日、福岡高裁は、一番の佐賀地裁に続き、国に対し、潮受け堤防の開門を命じました。
日本共産党の市田忠義書記局長は、菅内閣は直ちに開門を決断すべきとの談話を発表。赤嶺政賢衆議院議員、仁比聡平前参議院議員は7日、上京した原告・弁護団の農水省前の座り込み行動を激励しました。また、党国会議員団は同日、原告・弁護団のメンバーから開門に向けた支援の要請を受け、9日には菅直人内閣総理大臣あてに開門を求める申し入れをおこないました。
この「開門」判決を受け、有明沿岸の自治体では開門を求める決議が広がっています。佐賀県議会では全会一致で決議され、佐賀市、小城市、鹿島市、白石町でも決議されました。
有明海の再生は待ったなし。日本共産党は地方議会でもとりあげ、国に開門の決断を迫ります。

日本共産党